

所得税確定申告、市県民税の申告相談のお知らせ ～持参する書類や準備する資料を確認し、事前予約で迅速な申告相談を～

令和5年分申告相談の日程は次のとおりです、資料などを準備し事前予約してご来場ください。申告についての注意事項など詳しくは「とっとり市報1月号」をご覧ください。

■【令和5年分 申告相談日程表】（相談時間：午前の部9：00～11：00 午後の部13：00～15：00）

期 日	会 場	受付窓口	
2月16日(金)～2月29日(木)	河原町総合支所 (予約受付中)	河原町総合支所市民福祉課 (☎71-1724)	
3月	1日(金)	プラザ佐治記念ホール (予約開始：2月1日～)	佐治町総合支所市民福祉課 (☎71-1914)
	4日(月)		
	5日(火)		
	6日(水)		
3月7日(木)～3月15日(金)	用瀬町総合支所 (予約開始：2月1日～)	用瀬町総合支所市民福祉課 (☎71-1894)	

※いずれも土日祝を除きます。

■準備、持参するもの

- 昨年の確定申告用 **利用者識別番号**
- 申告者及び扶養親族等の**マイナンバー**
- 給与・年金などの**源泉徴収票**や支払調書
- 農業・営業・不動産等の申告をされる場合は**収支内訳書**
- 医療費控除を受ける場合は**医療費明細書**
- 生命保険料、地震保険料控除を受ける場合は**支払証明書**
- 所得税の還付がある人は本人名義の**金融機関口座**の判るもの
- 昨年の申告書の控え

■ご注意ください

- 申告が不要な人でも保険料軽減の算定のために申告が必要な場合があります。
- 株式や不動産の譲渡所得、新規の住宅ローン控除、損失繰越、青色申告などの申告は南部地域の会場では行っていません。市役所駅南庁舎へお出かけ下さい。
- 2月25日(日)は、市役所駅南庁舎で確定申告の申告相談を行います。
- 2月18日(日)・25日(日)は、市役所駅南庁舎で市・県民税の申告相談を行います。



「佐治地域未来創造スタートアップ事業」始発 ～台風第7号を乗り越え、佐治地域の力強い復興に向けて～

災害を乗り越え、地域で必要と思われる災害関連の取組を地域が一体となって考え、災害に強い地域づくりを目指すため、町内の団体から組織された「災害に強い佐治町創り事業実行委員会」により、今年の1～3月に①アンケート調査②先進事例調査③災害に強い地域を考える集いが実施されることになりました。詳しくは、市報1月号に折込しています「災害に強い佐治町創り事業」の取組についてのチラシをご覧ください。



新しく組織された実行委員会

ヒートショックにご注意を!!

ヒートショックとは、暖かい場所から寒い場所への移動など、温度の急な変化が体に与えるショックのことをいいます。このことが、めまいや失神、場合によっては心臓発作などを引き起こす原因となり、入浴事故につながるのです。入浴事故を防ぐためにも、すぐにできることからぜひ始めてみてください。

◎ヒートショックを防ぐ4つのポイント

- ①入浴前に脱衣所や浴室を暖める。
- ②お湯の温度は41度以下、湯に浸かる時間は10分以内を目安に
- ③浴槽から急に立ち上がらない。
- ④食後すぐ、または飲酒後の入浴は控える。



【問合せ先】八頭消防署用瀬出張所 ☎87-3111

さじ未来号 全て予約運行で

さじ未来号の運行について、利用状況などを踏まえ、利用者の利便性の維持、向上及び運行の適正化の観点から見直しが行われました。見直し後は、毎日全て予約での運行とされ、利用には必ず事前予約が必要のため予約受付のルールも定められました。



全て予約となったさじ未来号

地域コミュニティ除雪活動支援事業(上限5万円)

【補助対象事業】南部で大雪注意報が発表された12月16日以降に町内会等が行った除雪活動に要した経費が対象になります。除雪活動に使用した発表前に購入したものが対象となりますが、個人所有となる物品購入費などは対象外になります。

【補助金額】対象経費に4分の3を乗じた額

【申請期限】3月15日(金)17時15分まで

【問合せ先】地域振興課 ☎71-1912

